

5 事業年表

年	一 般	ご み 関 係
明治 6 ～ 10 年		
11 ～ 20 年		
21 ～ 30 年	<ul style="list-style-type: none"> ○市政施行される市域は4区（東・西・南・北）より成立。特例により府の管掌（面積 15.27 km² 人口 472,247 人）（明 22） ○大阪市章「みおつくし」と決定（明 27） ○第1次市域拡張（面積 55.67 km² 人口 758,285 人）（明 30） ○伝染病予防法公布（明 30） 	<ul style="list-style-type: none"> ○塵芥場規制、塵芥掃除規制施行 区長委任事項として公入札による請負人により（明 22）
31 ～ 40 年	<ul style="list-style-type: none"> ○市制特例廃止（明 31） ○田村太兵衛市長（初代）就任（明 31～34） ○衛生部第一課にて事業開始（明 31） ○汚物掃除法施行（明 33） ○市汚物掃除規程、掃除監視吏員職務章程（明 33） ○鶴原定吉市長（2代）就任（明 34～38） ○組織変更により衛生課、保健所管等となる（明 35） ○市立衛生試験所開所（明 40） ○山下重威市長（3代）就任（明 38～42） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみ、汚泥の処理、市の直轄事業化 鼠島に試験焼却炉築造（明 33） ○尻無川下流福崎町に焼却炉 13 炉建設 ○河川運漕の直営開始（明 36） ○長柄焼却炉（10 炉）建設（明 40）
41 ～ 45 年	<ul style="list-style-type: none"> ○組織変更、衛生課の保健所と作業係とが主管（明 42） ○植村俊平市長（4代）就任（明 43～45） ○汚物掃除法施行規則改正（明 43） 	
大正 2 ～ 5 年	<ul style="list-style-type: none"> ○肝付兼行市長（5代）就任（大 2） ○池上四郎市長（6代）就任（大 2～12） ○第1次世界大戦勃発（大 3） 	<ul style="list-style-type: none"> ○木津川焼却場第1工場 18 炉新設、福崎、長柄両焼却場廃止（大 5） ○大型塵芥船による運漕開始、栈橋式積出場の設置、曳船用汽船の借入（大 5）
6 ～ 10 年	<ul style="list-style-type: none"> ○第1回国勢調査 1,252,983 人（大 9） ○市庁舎、北区中之島 1 丁目現在地に移転（大 10） 	<ul style="list-style-type: none"> ○木津川第2工場 16 炉（送風式）新設（大 7）

し 尿 関 係	胞 衣 ・ 埋 火 葬 関 係	年
	<ul style="list-style-type: none"> ○火葬禁止令により天王寺、長柄、岩崎の3カ所に埋葬地新設、計 44,389 坪（明 6） ○火葬禁止令解除（明 8） ○八弘社 埋火葬事業開始（明 9） 	明治 6 ～ 10 年
<ul style="list-style-type: none"> ○し尿取締概則施行（明 11） ○し尿取締規則施行、同上概則は廃止（明 13） ○し尿汲取運搬規則施行（明 20） 	<ul style="list-style-type: none"> ○八弘社 大阪八弘社株式会社と改称（明 15） ○胞衣汚物邸内埋没禁止される（明 19） ○大阪産婆会、産清社成立（明 20） 	11 ～ 20 年
		21 ～ 30 年
	<ul style="list-style-type: none"> ○胞衣汚物取締規則（府令 88） ○許可主義 私営のもの3者（明 32） ○外国人墓地（西区池山町）府より引継（明 34） ○外国人墓地移転（阿倍野区）（明 35） ○外国人墓地規則施行（明 37） ○大阪八弘株式会社より天王寺、長柄、岩崎、浦江の各埋火葬場を買収（明 40） ○葬儀所規則施行（明 40） ○胞衣汚物処理の市直営化（大阪胞衣取扱所及び永統合資会社より買収）（明 40） ○北野衛生組合廃止（明 40） 	31 ～ 40 年
	<ul style="list-style-type: none"> ○岩崎墓地廃止（明 43） ○胞衣汚物消毒場新設（福崎）（明 43） 	41 ～ 45 年
	<ul style="list-style-type: none"> ○福島・小林葬儀所（火炉 51 基）新設（大 2） ○市立胞衣汚物取扱条例制定（大 2） ○岩崎葬儀所廃止（大 3） ○墓地使用条例制定（大 4） ○浦江葬儀所、同墓地廃止（大 5） ○木津川消毒加工場新築 	大正 2 ～ 5 年
<ul style="list-style-type: none"> ○私営有料応急汲取を開始（大 10） ○瓦屋町出張所設置（大 10） 	<ul style="list-style-type: none"> ○天王寺（南）大斎場新設（大 9） ○墓地使用条例施行細則（大 9） ○市立葬儀所条例、同施行細則制定（大 9） ○木津川消毒加工場増築（大 10） 	6 ～ 10 年

年	一 般	ご み 関 係
大正 11 ～ 15 年	○関一市長（7代）就任（大12～昭10） ○関東大震災起こる（大12） ○保健部生る、保健課の清掃係と作業係にて担当（大13） ○第2次市域拡張及び分増区（13区） 面積 181.68 km ² 人口 2,114,804人（大14） 新設区－西淀川・東淀川・西成・東成・住吉 分設区－浪速・天王寺・港・此花 ○第2回国勢調査 2,114,804人（大14）	○今宮焼却場を引継ぐ 掃除事務所16ヶ所となる（大14） [14年、261,218t] [15年、291,036t] []内は、ごみ処理量（大14～昭21）
昭和 2 年	5. 第1回全国都市問題会議開催 9. 保健部、清掃課所管となる	[300,186t]
3	9. 保健部の作業課、清掃課にて担当	4. 清掃事務所13カ所となる [340,224t]
4		3. 木津川焼却場、第3、第4工場（ともに8炉送風式）完成 6. 寝屋川焼却場、第1、第2工場（同上） [357,637t]
5	5. 汚物掃除法改正 10. 第3回国勢調査 2,453,573人 労働調査、本市失業者約3万人	[364,924t]
6	5. 保健部、清掃課に清掃係と作業係設置 12. 清掃課の係廃止	[372,019t]
7	6. 市、失業保健制度を実施	4. 清掃区事務所6カ所（玉江橋・瓦屋町・岩崎橋・淀川・中本・天下茶屋）（掃除区を改称） [383,167t]
8	5. 地下鉄初めて開通（梅田－心斎橋間） 7. 南港埋立工事に着手	10. 寝屋川焼却場、第3、第4工場新設（各6炉） [383,929t]
9	9.21 関西地区大風水害（室戸台風）	6. 木津川、第5（6炉）第6（8炉）工場新設 第1工場18炉を12炉に減らす 9. 風水害により木津川第2工場大破 [400,584t]
10	2. 加々美武夫市長（8代）就任 10. 第4回国勢調査 2,989,874人 11. 水道部庁舎竣工	[411,029t]
11	5. 保健部内組織変更 6. 汚物掃除法施行細則の改正 7. 坂間棟治市長（9代）就任 8. 市汚物掃除法規定の改正	8. 市営ごみ受託搬出制度の設定、9月24日より 事業開始 [424,025t]

し 尿 関 係	胞 衣 ・ 埋 火 葬 関 係	年
○下福島出張所新設（大12） ○淡路島のふん尿処理工場廃止（大15） ○岩崎出張所及び高麗橋出張所を新設（大15） [10年 6,246 kℓ 11年 23,047 kℓ] [12年 33,403 kℓ 13年 39,306 kℓ] [14年 44,559 kℓ 15年 43,891 kℓ] []内は応急汲取量（大10～昭15）	○福島葬儀所廃止（大12） ○胞衣事業、東成、西成を加え全市を直営とする（大14） ○松原葬儀所新設（大15） ○春日出葬儀所新設 ○重油炉21基（大15）	大正 11 ～ 15 年
[40,929 kℓ]	4. 胞衣埋没全廃、全部焼却となる	昭和 2 年
[40,989 kℓ]	4. 白地ぼろ及び脱脂綿の薬品精錬漂白方法を採用 6. 阿波堀事務所及び胞衣汚物運搬車置場新設	3
[38,327 kℓ]		4
3. 下福島出張所廃止 5. 法改正により、汲取処分市の義務とする [34,710 kℓ]	6. 市立葬儀所条例、同施行細則一部改正 7. 住吉葬儀所完備 8. 天王寺葬儀所、阿倍野葬儀所と改称	5
3. し尿汲取に10台の自動車を試用、高麗橋出張所廃止 [30,884 kℓ]		6
3. 瓦屋町出張所廃止 [26,768 kℓ]	10. 昭和6年度より市債150,000円、失業対策として、まず平野葬儀所新設	7
[24,635 kℓ]	2. 寝屋川葬儀所重油炉10基新設	8
[23,344 kℓ]	3. 佃葬儀所10基新設	9
[23,646 kℓ]	3. 小林葬儀所改築竣工 8. 大阪仏教団と協力してうら盆「精霊流し」行事に精霊船を用いる	10
[23,668 kℓ]	7. 府令により土葬禁止	11

年	一 般	ご み 関 係
昭和 12 年	1. 厚生省開庁 4. 保健所法制定 7. 組織変更により清掃課の下の清掃係と処理係、庶務課の下の作業係にて担当	4. 清掃区事務所8カ所（天満・福島・船場・高津・岩崎・今宮・中本・住吉）となる [443,674t]
13	5. 保健部内組織変更、担当課係は前記と同様	5. 今宮焼却場廃止 [444,432t]
15	8. 保健部、清掃課に清掃、施設、処理の3係及び庶務課に斎園係設置される 10. 第5回国勢調査 3,252,340人	[14年 426,825t] [15年 423,712t]
16	6. 保健部に清掃課（業務、作業、設備の3係）処理課（事業、処理の2係）設置される 12. 8太平洋戦争勃発	[408,701t]
17	6. 保健部、保健局となり、作業部設置される（業務、清掃、処理の3課）	[385,937t]
18	1. 作業部、監督、作業の2課となる	4. 清掃区事務所22カ所となる [302,413t]
19		6. 清掃区事務所7カ所となる 全面的に作業中止、木津川第1、第2工場は軍の指示により造船会社に貸与 [127,880t]
20	4. 保健局、庶務、健民、防空救護、作業の4課となる 8.15 終戦 9. 8中井光次市長（10代）就任（～21.12.13） 9. 独立して作業部となる	4. 7清掃区事務所を4カ所に縮小 [12,296t]
21		6. 収集作業の再開（一部） 10. 4清掃事務所を8カ所に増設 [49,094t]
22	4. 7第1回市長公選、近藤博夫市長（11代）就任（～26.4.4）、市会議員選挙 7. 1都市清掃協会発足（加盟都市33市） 7. 作業部より清掃局に昇格（3課9係） 松嶋歳巳 初代局長就任 7. 庶務課（庶務・経理・施設・斎園・厚生） 清掃課（第1清掃・第2清掃） 処理課（処理・輸送）	4. 全市各戸収集の再開（5日取り） 9. 道路清掃作業、土木局より引継 9. 河川運漕作業の再開

し 尿 関 係	胞 衣 ・ 埋 火 葬 関 係	年
9. 府市協同にてし尿終末処分受託事業開始（岩崎出張所が担当） 10. 津守出張所新設 [23,302kℓ]	2. 長柄葬儀所木造より鉄筋への改築工事着手	昭和 12 年
6. 古宮配給所（現茨田浜、府北東部方面し尿配給の拠点）新設 [25,950kℓ]	1. 木津川消毒加工場、増改築完成。天王寺埋没場の胞衣塚の周辺に移転 3. 小林斎場風水害後の修築完成 6. 長柄葬儀所完成（旭区内の8カ所を結合）大斎場完成	13
11. 平野出張所（南部方面し尿配給の拠点）新設 12. 府令92「し尿汲取営業取締規則」 [14年 27,098kℓ] [15年 29,331kℓ]	4. 大阪市立葬儀所条例、同施行細則を大阪市立斎場使用条例、同施行細則に全面改正施行 5. 瓜破霊園開設 5. 1墓地使用条例、同施行規則を大阪市設霊園条例、同施行細則に前面改正施行	15
5. 府令92に基づき「大阪府清掃業組合連合会」設立。全市31組合 同じく「大阪し尿自動車処理会」が「興農運送株式会社」となる	2. 瓜破納骨堂建設 4. 服部霊園開設	16
	8. 服部納骨堂建設	17
2. 大阪し尿汲取手数料条例（第1号）制定 4. 市営汲取開始（市域の約8割）	4. 長柄葬儀所から北斎場に改称 4. 阿倍野葬儀所から南斎場に改称	18
		19
	3. 空襲により胞衣汚物運搬車置場全焼 12. 胞衣汚物再生産処理を再開	20
2. 自動車によるし尿の農村輸送を民営委託 4. 大阪し尿処理対策協議会の設置 7. 大阪し尿農地配給統制規制 7. 同上協議会、大阪府し尿農地配給協議会となる	4. 胞衣汚物処理手数料の改正 5. 北斎場に電気炉設置 10. 胞衣汚物手数料の改正	21
6. 市営区域無料汲取実施 7. 全市域を市営汲取とする	8. 胞衣汚物手数料の改正	22

年	一 般	ご み 関 係
昭和 23 年	3. 8 北神 正局長（2代）就任 6. 1 墓地、埋葬等に関する法律（第48号）施行 9. 清掃区事務所、南・北斎場、3類事務所に昇格、自動車事務所（3類）新設 10. 大阪市汚物受託処理条例制定	1. 寝屋川焼却場第3、第4工場復旧 3. 木津川焼却場第3工場復旧 8. 汚泥処理作業の再開 10. 水面清掃、土木局の河川課より引継 10. ごみ受託収集作業の再開
24		3. 河川運漕事務所新設 4. 全市域各収集（3日取り）の実施 4. 木津川焼却場第4工場復旧 9. 戦災跡がれき清掃の開始
25	4. 4 大阪市汚物受託処理条例の改正 8. 清掃課・処理課を第1清掃課・第2清掃課に改称、斎園課新設 河川運漕事務所3類事業所に昇格 庶務課（庶務・調査・経理・施設・厚生） 第1清掃課（清掃・指導） 第2清掃課（業務・作業・輸送） 斎園課（斎園・霊園） （4課12係） 9. ジェーン台風襲来	5. がれき受託搬出開始
26	4. 25 中井光次市長（12代）就任（～38.3.23） 6. 5 松本完三局長（3代）就任	4. 1 ごみ処理手数料改定 5. 木津川第6工場、寝屋川第1工場復旧 11. オート三輪による各戸収集開始
27	4. 自動車事務所2類事務所に昇格 第1清掃課、第2清掃課を第1課・第2課に改称 斎園課廃止→第1課斎園係（3課11係）	
28	7. 8 松本幸三局長（4代）就任	
29	4. 22 清掃法（法第72号）制定 6. 30 同施行令・規則公布（7月1日施行） 8. 31 大阪市清掃条例（25号）同規則制定	8. 31 汚物取扱業の許可業務開始 （清掃法の規定による）
30	1. 阪神都市協議会発足 2. 清掃区事務所の所属変更（局→第1課） 4. 第3次市域拡張、隣接6カ所町村合併 6. 大阪市清掃規則の改正	6. ごみ処理手数料（月ぎめ分）改定

し 尿 関 係	胞 衣 ・ 埋 火 葬 関 係	年
6. 統制規制を大阪府し尿農地配給条例と改める	1. ぼろ類の消毒受託の開始 2. 大阪市設霊園条例の改正 5. 南斎場に電気炉設置 10. 春日出斎場の供用廃止 10. 大阪府産汚物等取扱条例制定	昭和 23 年
5. 西浜ふん尿流注場開設 6. 下水流注開始（西浜、新家、両仮設場）	4. 1 大阪市胞衣汚物処理条例、同施行細則・大阪 市立斎場条例、同規則・大阪市設霊園条例、 同規則、大阪市立納骨堂条例、同規則制定 4. 1 胞衣汚物処理受託業務開始 6. 大阪市規格葬儀取扱店制度の実施	24
4. 大阪し尿農村配給協議会の設置 し尿統制条例廃止 5. 天満流注場の開設 6. 小田町流注場の開設 10. 新家流注場の開設	4. 松原斎場廃止 5. 1 大阪市立斎場条例規則の改正 6. 22 大阪市胞衣汚物処理条例施行細則の改正 7. 加美斎場、旧加美村が建設 8. 10 大阪市設霊園規則の改正	25
4. 水洗便所に関する事務土木局へ移管する 9. 小田町出張所の開設、岩崎出張所廃止	8. 瓜破、服部霊園にモデル墓域設定 10. 南、北斎場の電気炉休止 10. 18 大阪市立斎場条例、同規則の改正 （使用料の改定）大阪市胞衣汚物処理条例 同施行細則の改正（処理料の改定）	26
1. ふん尿処理手数料（従量制）徴収制再実施 4. し尿汲取作業監視事務を清掃区事務所へ移管 7. 大阪市し尿農村配給協議会解散 7. し尿海洋投棄処分の再開	3. 27 大阪市胞衣汚物処理条例施行細則の改正 （処理料の改定、4.1 施行） 9. 25 大阪市設霊園規則の改正 （杉本・庭井・苅田・山之内・今津・中浜・ 左専道7霊園を市有化）	27
	12. 佃斎場重油炉（6基）復活	28
4. 「大阪湾沿岸都市し尿処理問題研究会」を設 置 11. ふん尿処理手数料制度人頭制に改正	4. 22 大阪市立斎場規則改正 10. 19 大阪市規格葬儀取扱店指定要綱制定 12. 9 大阪市設霊園規則一部改正 （関目・赤川・南島・上辻・別所・北清水・ 生江・江野8霊園市有化）	29
6. し尿処理手数料徴収制度の改正	1. 北斎場重油炉（15基）復活 4. 1 加美斎場引継	30

年	一 般	ご み 関 係
昭和 31 年	2. 大阪市手数料条例一部改正 6. 27 都市清掃協会を全国都市清掃会議に改名 (加盟市町村数 69) 10. 津守・小田町・平野出張所、3 類事業所に昇格 9. 22 墓地埋葬等に関する法律施行細則施行 11. 大阪市特例成立	
32	2. 14 大阪市清掃規則の改正 4. 4 芦田英男局長 (5 代) の就任 9. 施設課新設、(調査・施設第 1・施設第 2) (4 課 12 係)	3. 別所処理場廃止 3. 寝屋川焼却場、第 2 工場復旧 8. ロード・パッカーの試用開始
33	4. 焼却場・3 類事業所に昇格	5. 木津川焼却場内に国産炉 (日量 200t) 設置、 工事着工 6. 木津川・寝屋川両焼却場 2 部作業開始 6. 小型有蓋収集車試用開始 8. パックマスター試用開始 9. 小型有蓋車の改良使用開始 10. 南港町港湾埋立地造成のため南港町処分地の 使用中止
34	7. 7 大植寿栄一局長 (6 代) 就任 10. 伊勢湾台風による名古屋、四日市、桑名市へ の水害救援	8. 木津川焼却場新工場 (第 1 工場) 竣工 9. 十方式ばい煙水洗装置、寝屋川第 3 工場に設 置
35	7. 第 1 回大阪市清掃デー実施	4. 中型パッカー (2t 積)、中型 4 輪 (2.5t 積) 使用開始 11. 従来のごみ売却処分を無償払下とする 11. 大宮船積場廃止
36	3. 大阪市条例を左横書に改正する条例及び大阪 市規制を左横書に改正する規則の制定 4. 厚生省 清掃デー設定 (4 月 22 日) 4. 八尾市と行政協定調印 6. 厚生省 環境衛生部、局に昇格 9. 23 第 2 室戸台風襲来 12. 11 大阪市標準ごみ容器指定 (積水 2 矢崎 1 三晃 1)	3. 北葦船積場廃止 3. ごみ焼却場の都市計画決定を受ける (大阪都市計画) 3. 木津川、城東運河汚泥函使用開始

し 尿 関 係	胞 衣 ・ 埋 火 葬 関 係	年
2. 井高野ふん尿電気処理テストプラント火入式 8. 西成区の一部直営汲取開始	5. 服部霊園モデル墓域の廃止	昭和 31 年
	4. 南・住吉・平野・瓜破 (旧) 斎場の供用廃止 (瓜破斎場へ引継) 4. 瓜破 (新) 斎場供用開始	32
4. 南区全域直営汲取開始 4. 井高野ふん尿処理協議会解散 6. 「大阪湾沿岸都市し尿処理問題研究会」解散 11. バキューム車転換 4 年計画開始	9. 服部霊園に戦災死者慰霊塔建設 10. 小林斎場重油炉 (5 基) 復活	33
7. 大阪府運輸農業協同組合連合会とのし尿輸送 契約解除 9. 西浜流注場廃止 10. 興農運送株式会社とのし尿輸送契約解除に従 い人員材引継 12. 赤川出張所 (3 類)、玉出出張所 (4 類) 設置	7. 服部霊園納骨堂撤去	34
3. 大阪湾汚水対策本部 (大阪府) 廃止 10. 西区新町地区直営に切換え	3. 瓜破霊園拡張用地買収 6. 外人墓地、服部霊園へ移転 11. 同上移転改葬式 12. 瓜破新霊園拡張工事着手	35
3. 興農運送株式会社から土地、建物、施設を買 収 8. 中浜流注場使用開始 9. 赤川出張所事務所新築 10. 里浦船舶し尿輸送組合との海洋投棄契約解除	3. 31 大阪市設霊園条例一部改正 (4 月 1 日施行) 3. 31 大阪市設霊園規則一部改正 3. 寝屋川斎場薪炭炉 10 基を重油炉 4 基に改修 6. 15 大阪市設霊園規則 大阪市立納骨堂条例規則一部改正	36

年	一 般	ご み 関 係
昭和 37 年	2. 清掃区事務所に第1係（ごみ関係） 第2係（し尿関係）設置 6. 7 全国都市清掃会議に地区協議会設置 6. 標準ごみ容器普及開始 7. 13 清掃法施行令一部改正	6. ごみ焼却場の都市計画決定を受ける （城東、八尾両工場） 8. 淀鋼処分地盤入開始 10. ～昭 41.10 炭鉱離職者第1次～9次にわたり 現地選考による集団採用(207名) 12. 焼却場の名称変更 （旧） （新） 木津川焼却場 → 大正工場 寝屋川焼却場 → 寝屋川工場
38	4. 19 中馬馨市長（13代）就任（～46.11.8） 6. 27 作業部（第1課、第2課、第3課）新設 滝石豊稲局長（7代）就任 7. 11 施設課調査係を庶務課調査係に変更、第3課 に管理係、造成係を設置 （1部5課13係） 庶務課（庶務・厚生・調査・計理） 施設課（施設第1・施設第2） 作業部 第1課（清掃・指導） 第2課（業務・作業・処理） 第3課（管理・造成） 7. 近畿圏整備法成立 12. 24 生活環境施設整備緊急措置法制定	2. 12 住吉工場竣工（1工場） 2. 西淀工場（デロール式焼却施設）起工式 3. 柴谷処分地整地作業 4. 石川処分地で汚染問題発生 6. 27 自動車事務所住吉出張所新設
39	2. 20 標準ごみ容器の指定（積水・矢崎・三晃・大 同・井上・寺岡・泉・三菱、計12種類） 4. 1 大阪市清掃規則一部改正 9. 自治省による大阪府行政財政調査 10. 10 「大阪市、八尾市ごみ共同焼却処理に関する 覚書」締結	1. 城東工場着工 1. 九之助船積場廃止 4. 1 ごみ受託処理手数料の改定 4. 清掃機動隊発足 8. 深里船積場廃止 9. 市設街頭ごみ容器を聖火コース及び御堂筋に 設置 9. 委託業者による道路清掃実施 10. ロードスィーパー導入
40	4. 1 大阪市清掃条例・同規則の改正 4. 22 第6回清掃デー、1日清掃局長委嘱 5. 近畿圏基本整備計画決定 6. 3 清掃法一部改正公布（12月1日施行） 7. 21 作業部廃止、次長制実施 労務課新設、第3課廃止（5課13係） 庶務課（庶務・計理・斎園） 労務課（労務・厚生） 施設課（第1・第2） 作業第1課（計画・指導・処理） 作業第2課（業務・作業・処理） 8. 27 生活環境施設整備5カ年計画閣議決定 12. 1 清掃法施行令公布	1. 14 八尾工場着工 2. 17 東淀清掃区事務所新設（管轄区域－東淀川 区） 自動車事務所西淀出張所新設 4. 1 受託処理手数料の改定 5. 27 清掃区事務所・設置規則の廃止 5. 27 清掃区事務所の位置及び所管区域告示 6. 4 西淀工場竣工（2工場） 7. 21 城北清掃区管轄区域のうち都島区を北清掃 区へ移管 8. 28 善源寺、岩崎両船積場廃止 8. 末寝屋川工場閉鎖 8. 末大正工場旧施設閉鎖 9. 1 城東工場竣工（3工場） 10. 自動車事務所城東出張所新設 11. 6 市設街頭ごみ容器毎日産業デザイン特別賞 を受ける

し 尿 関 係	胞 衣 ・ 埋 火 葬 関 係	年
3. し尿の海洋投棄を廃止 10. 中心地区7業者（天満・曾根崎・大淀・福島・ 東・浪速・九条各組合又は会社）との契約解 除	3. 服部霊園低湿地の盛土工事完成	昭和 37 年
	3. 28 大阪市立斎場規則一部改正 （4月1日施行） 11. 7 大道斎場廃止	38
1. 11 新家出張所設置 2. 11 玉出出張所廃止（建物は胞衣汚物処理関係事 業所に使用）	3. 2 玉出出張所開設（阿波堀出張所の位置名称変 更） 3. 19 大阪市設霊園条例・大阪市立納骨堂条例一部 改正（4月1日施行） 4. 1 大阪市立斎場条例、同規則一部改正 12. 1 加美斎場業務停止	39
3. 3 し尿委託業者（港清掃株式会社）との契約 解除	4. 2 胞衣物処理、斎場、霊園使用料改定 9. 4 北大斎場公用廃止 10. 28 瓜破納骨堂停止	40

年	一 般	ご み 関 係
昭和 41 年	4. 1 大阪市清掃条例改正 6. 「清掃局時報」創刊 6. 9 全国都市清掃会議通常総会において常設委員会の設立決定 7. 20 「八尾工場のごみ焼却に関する協定」締結 8. 厚生省「生活環境施設整備新5カ年計画」策定	2. 1 土砂がれき専用処分地（北島町、北港）新設 4. 1 臨時受託処理手数料改定 5. 10 ごみ取扱業者の工場搬入手数料の改定 5. 12 コンクリートごみ箱撤去開始 6. 15 南港1・2区処分地搬入開始 8. 南港処分地ハエ発生による特別防除作業 9. 14 ごみ処理業者工場搬入開始 10. 1 森之宮工場着工 10. 6 八尾工場竣工（4工場）
42	3. 31 清掃施設整備5カ年計画閣議了解（清掃施設整備緊急装置法成立） 6. 16 萩野二郎局長（8代）就任 7. 7 庶務課に普及係新設（5課、14係） 8. 3 公害対策基本法制定（同日施行） 10. 市民運動推進モデル地区設定	3. 街頭すいがら入設置 9. 北島町処分地閉鎖 11. 南恩加島汚泥函開始
43	3. 1 第1回町を明るく清潔にする日 4. 1 大阪市清掃規則一部改正、施行（し尿浄化そ う汚物取扱業の許可事務追加）	4. 寺町、董各汚泥函廃止
44	4. 22 清掃区事務所第1係、第2係→管理係・作 業係に改称 10. 17 大阪府公害防止条例公布	2. 17 住吉、八尾工場の360日操業開始 2. 27 森之宮工場竣工（5工場） 4. 1 ターミナル清掃用小型スイーパー稼働開始 5. 東住吉工場着工 12. オールパッカー化完了
45	3. 15～9. 13 万国博覧会開催 4. 11 主幹設置並びに事務分掌規則の一部改正 4. 21 工場（3類）の所管課変更 （作業第1→施設） 12. 25 清掃法全面改正→廃棄物の処理及び清掃に 関する法律（以下「廃棄物処理法」という） 制定 海洋汚染防止法・水質汚濁防止法制定	2. 万国博全市一斉清掃循環 2. 全市不法投棄一掃 5. 万博期間中の環境美化事業の強化 10. 1 粗大ごみ収集開始 10. 矢倉処分地搬入開始
46	3. 11 大阪府公害防止条例全面改正 6. 5 次長制廃止、2部制となる （業務部・施設部） 施設第1課、施設第2課新設 作業第1課、作業第2課→業務第1課・業 務第2課に改称 （環境部指導助成課において産業廃棄物行 政を担当）	2. 19(財)大阪産業廃棄物処理公社設立 4. 1 ターミナル清掃用小型スイーパー廃止 5. 24 東住吉工場竣工（6工場） 6. 17 自動車事務所東住吉出張所新設 11. 東淀工場着工

し 尿 関 係	胞 衣 ・ 埋 火 葬 関 係	年
4. 浄化そう清掃汚物、住吉処理場へ投入開始	4. 1 加美斎場公用廃止 4. 木津川加工場焼却炉建設 5. 服部納骨堂建設 6. 15 大阪市立納骨堂条例一部改正条例施行 9. 北斎場事務所改築	昭和 41 年
9. 2 海老江流注場流注開始		42
4. 1 し尿委託業者（生野・東成・天王寺・大正各 清掃株式会社）との契約解除 4. 20 杭全出張所新設（所管区域変更） 4. 住吉流注場試験流注開始	4. 1 木津川消毒加工場を木津川処理場に名称変 更	43
2. 小田町流注場閉鎖 4. 1 し尿委託業者（十三・淀川・都島・旭・阿倍 野各清掃株式会社及び清掃業組合）との契約 解除		44
4. 1 し尿委託業者（城東・此花・西成）との契約 解除	5. 南霊園の一部移転事務開始（阪神高速道路大 阪松原線建設に伴う）	45
4. 1 し尿委託業者（田辺清掃株式会社）の契約解 除	3. 東三国霊園所管替 12. 北島霊園寄付収受	46

年	一 般	ご み 関 係
昭和 46 年	6.30処分地係（施設第1課）、計画、建設係（施設第2課）新設（2部6課16） 業務部庶務課（庶務・普及・計理・斎園） 労務課（労務・厚生） 業務第1課（計画・指導・処理） 業務第2課（業務・作業・処理） 施設部施設第1課（施設・処分地） 施設第2課（計画・建設） 9.24廃棄物処理施行令、同施行規則公布施行 12.20大島 靖市長（14代）就任（～62.12.18）	
47	4.1大阪市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、規則施行 4.24廃棄物処理法施行令一部改正 5.31庄司修造局長（9代）就任 6.15廃棄物処理法施行令一部改正 6.23廃棄物処理施設整備緊急措置法施行 12.8廃棄物処理法施行令一部改正 12.19内閣、大阪地域公害防止計画を承認 12.28大阪市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、規則一部改正	3.30大正工場（プレス）竣工（7工場） 4.1ごみ処理手数料改定 「大阪市が処理する産業廃棄物」「大阪市一般廃棄物の処理計画」告示 ごみ等有料処理事務取扱い要領制定 6.24汚泥函廃止（海洋汚染防止法一部改正による） 10.23ごみ空気輸送実験開始
48	2.1廃棄物処理法施行令一部改正 2.17「有害な産業廃棄物に係る判定基準を定める総理府令」制定 3.1廃棄物処理法施行令一部改正 4.4局名改称（清掃局→環境事業局） 4.12処分地課新設 課名改称 施設第1課→施設課 施設第2課→工場建設課 4.25工場管理係（施設課）企業係・運営係（処分地課）新設、係名改称 業務第1課処理係→業務係（2部7課18係）	2.東住吉清掃区事務所新設（10清掃区となる）とともに一部清掃区改組 東住吉区：南清掃区→東住吉清掃区 住吉区（東部）：住吉清掃区→南清掃区 4.12清掃区事務所の名称を局事務所に改称 淀川→西北 中部→中央 住吉→西南 東住吉→東南 河川運漕事務所→河川事務所 局事務所作業係→業務係 9.河川の水面清掃にネットコンベヤー船導入 10.1北港事務所新設 12.31鶴見処分地廃止
49	3.31大阪府公害防止条例一部改正 4.3労務課→職員課に改称 空気輸送課新設 産業廃棄物指導課新設（環境部） 4.15厚生省水道環境部の新設 4.26労務係→労政係に改称 業務第2課指導係廃止（2部8課17係） 業務部庶務課（庶務・普及・計理・斎園） 職員課（労政・厚生） 業務第1課（計画・指導・業務） 業務第2課（管理・業務） 施設部施設課（施設・工場管理） 処分地課（企画・運営）	4.1ごみ処理手数料改定 4.6大規模建築物のごみ収集施設に対する行政指導開始 6.20粗大ごみ収集にプレスパック導入 6.28港工場建設工事差止仮処分の申請提出 7.10東淀工場竣工（8工場） 7.22局事業所一部改正 東淀事務所→東北事務所 住吉工場→住之江工場 城東工場→鶴見工場 東住吉工場→平野工場（自動車事務所） 住吉出張所→住之江出張所 城東出張所→鶴見出張所

し 尿 関 係	胞 衣 ・ 埋 火 葬 関 係	年
		昭和 46 年
4.1し尿委託業者（淡路産業株式会社、住吉清掃業組合）との契約解除 10.浄化槽汚物流注手数料廃止	3.北斎場火炉（15基）全面改修 北斎場廃ガス再燃炉3基新設 瓜破霊園事務所改築 瓜破霊園地造成28,100㎡（南霊園一部移転用地） 9.1服部霊園内に名誉霊域設定	47
1.1し尿手数料廃止 4.1し尿委託業者（巽清掃業組合）との契約解除	3.瓜破霊園整備（植栽、駐車場等） 3.30大阪府産汚物等取締扱条例一部改正 3.山口霊園寄付收受	48
4.1し尿委託業者（加美清掃株式会社）との契約解除 7.22杭全出張所→自動車事務所出張所へ所管替（東住吉出張所に名称変更）	3.寝屋川斎場火炉改修 3.国次火葬場解体撤去 4.4南霊園一部移転工事完了（瓜破霊園内へ818件 7,283㎡） 10.瓜破斎場新館完成	49

年	一 般	ご み 関 係
昭和 49 年	工場建設課（計画・建設） 空気輸送課 6. 1 地方自治法一部改正により廃棄物処理法一部改正（23条の2追加） 7. 22大阪市新区発足（淀川・鶴見・住之江・平野） 11. 12廃棄物処理法施行令一部改正	東住吉出張所→平野出張所 杭全出張所（業務第2課）→東住吉出張所 7. 23港工場着工 10. 1 中規模建築物のごみ収集施設に対する行政指導開始 10. 20粗大ごみ収集年2回収集となる 12. 9 南港工場着工
50	5. 1 大阪市廃棄物の処理及び清掃に関する規則改正 5. 31山田 武局長（10代）就任 6. 21環境係新設・管理係廃止（業務第2課） 12. 2 廃棄物処理法施行令一部改正	5. 1 廃棄物処理手数料改定 12. 19ごみ空気輸送施設南港ポートタウンに着工 12. 北港に新型清掃船「第2きよし丸」導入
51	2. 4 「八尾工場のごみ焼却に関する協定」一部改正 4. 1 大阪市廃棄物の処理及び清掃に関する条例・同規則一部改正 4. 1 大阪市廃棄物リサイクルシステム開発委員会設置 6. 1 海洋汚染防止法一部改正（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に改題） 6. 1 大阪市廃棄物の処理及び清掃に関する規則一部改正 6. 16廃棄物処理法一部改正公布 7. 1 全国都市清掃会議 社団法人化（加盟市町村数498）	2. 6 港工場建設工事差止仮処分申請却下の決定 3. 「大阪市廃棄物処理計画について」大阪市公害対策審議会から答申（昭和50～58） 4. 1 廃棄物処理手数料改定 5. 29ごみ空気輸送施設（森之宮市街地住宅1基工事分）稼働 12. 8 大正工場建替着工
52	3. 9 廃棄物処理法施行令一部改正公布 3. 14廃棄物処理法施行規則一部改正公布 3. 15廃棄物処理法・同施行令、同施行規則改正施行 4. 1 遠藤 渉局長（11代）就任 4. 1 指導課・管理課新設、処分地課、空気輸送課廃止 4. 26処分地係（管理課）・管理輸送係（施設課）新設、企画係・運営係（処分地課）廃止	4. 1 粗大ごみ年4回収集実施 5. クリーン大阪センター完成 5. 25港工場竣工（9工場） 11. 南港ポートタウン管路輸送運転開始
53	1. 25大阪府公害防止条例施行規則一部改正公布 4. 1 大阪市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正公布 5. 1 大阪市の人口全国第3位となる（1位 東京都、2位 横浜市） 8. 10廃棄物処理法施行規則一部改正施行副読本「ごみと社会」作成	3. 30南港工場竣工（10工場）

し 尿 関 係	胞 衣 ・ 埋 火 葬 関 係	年
		昭和 49 年
4. 1 し尿委託業務（平野清掃株式会社・矢田産業株式会社）との契約解除	1. 瓜破斎場新館火炉10基操業開始 3. 瓜破斎場公害防止装置 旧館火室内外壁改修 3. 南霊園事務所完成、公舎局車庫完成	50
	1. 29木津川処理場に再燃焼装置設置 3. 北斎場火室本館改修 3. 瓜破霊園整備（公園、休憩所等設置） 3. 小林斎場式場公用廃止 4. 1 大阪市胞衣汚物処理条例・同施行規則、大阪 市立斎場条例・同規則一部改正 4. 1 胞衣汚物処理手数料・斎場使用料改定 12. 北斎場整備（詰所等）	51
	9. 加美詰所新築 10. 新規霊園造成工事着手 10. 20小林斎場敷地仮換地指定 12. 23小林斎場敷地大阪府都市計画地方審議会審議可決	52
	3. 小林斎場建物一部解体 3. 北斎場事務所休憩所新築 11. 1 財団法人大阪市霊園サービス公社設立	53

年	一 般	ご み 関 係
昭和 54 年	4. 市庁舎建替工事着工（第1期） 6. 2 森田富雄局長（12代）就任 8. 9 大阪市廃棄物の処理及び清掃に関する規則一部改正公布	3. 既設工場の排ガス洗浄装置完了 3. 清掃船の機械化 4. 1 道路清掃の一元化 8. 9 北港処分地、一般廃棄物処理施設に指定（厚生省告示第3号） 9. 4 環境美化推進会議発足 11. 1 ごみ等有料処理事務取扱要領一部改正公布（昭和55. 4. 1施行）
55	11. 14 廃棄物処理法施行令一部改正施行 11. 海洋汚染防止条約（ダンピング条約）発行	7. 7 大正工場建替完成竣工（可燃性ごみ全量焼却体制達成）
56	4. 1 大阪市廃棄物の処理及び清掃に関する条例・同規則一部改正 6. 1 廃棄物処理法施行規則一部改正施行 6. 10 広域臨海環境整備センター法公布（施行12月1日）	2. 1 産業廃棄物許可申請等手数料改定 4. 1 ごみ処理手数料改定
57	2. 16 都市庁舎竣工（第1期） 4. 1 島田昭三局長（13代）就任 4. 1 職制改正 業務第1課、業務第2課を統合 →業務課に名称変更 工場建設課、施設課を統合 →建設課に名称変更 主幹制度の廃止、課長代理制度の導入 4. 20 業務係（旧業務第1課）→ 第1課業務係に改称 業務係（旧業務第2課）→ 第2課業務係に改称 建設係→工場建設係に改称 （2部6課16係） 業務部庶務課（庶務、普及、計理、斎園） 職員課（労政、厚生） 業務課（計画、第1業務、第2業務、環境） 指導課 施設部管理部（処分地、工場管理） 建設課（計画、工場建設、施設、管路輸送） 5. 新市庁舎第2期建替着工 6. 大阪府産業廃棄物処理計画策定（昭和57～65年度）	3. 1 大阪湾広域臨海環境整備センター設立 8. 1 道路・河川等における保全、美化運動功労者の表彰実施要領制定 12. 新自動車事務所開設

し 尿 関 係	胞 衣 ・ 埋 火 葬 関 係	年
	3. 瓜破斎場煙突（旧館）改修 3. 寝屋川斎場公害防止設備完成 3. 13 大阪市設霊園条例一部改正（公布） 5. 小林斎場火室本館竣工 7. 2 大阪市設霊園規則全部改正（施行） 7. 12 泉南メモリアルパークの一部区画について 応募者の公開抽選 9. 18 小林斎場新館火炉操業開始 10. 28 泉南メモリアルパーク開園	昭和 54 年
	3. 泉南メモリアルパーク造成工事完了 5. 寝屋川斎場遺族休憩所新築及び火室本館・煙突改築 6. 9 大阪市設霊園規則一部改正施行 7. 4 小林斎場管理棟竣工 8. 4 大阪市立斎場規則一部改正施行 小林斎場式場供用開始 10. 南加賀屋霊園寄付収受	55
4. 1 天満・新家流注場廃止	3. 佃斎場公害防止設備新設 4. 1 大阪市胞衣汚物処理条例・同施行規則、大阪市設霊園条例・同規則、大阪市立斎場規則一部改正 4. 1 胞衣汚物処理手数料、斎場使用料改定 5. 寝屋川斎場管理棟竣工 10. 15 大阪市規格葬儀取扱指定店指定要綱一部改正（昭和57. 4. 1施行）	56
	1. 佃斎場管理竣工 4. 1 大阪市設霊園規則一部改正 12. 9 式場の夜間供用開始（小林・北） （大阪市立斎場規則一部改正）	57

年	一 般	ご み 関 係
昭和 58 年	<p>4.26廃棄物処理法施行令一部改定 （「建設木くず」の産廃指定） （昭59.4.1施行）</p> <p>4.28廃棄物処理法施行規則一部改定</p> <p>5.18浄化槽法制定 廃棄物処理法一部改定 （浄化槽法制定に伴う）</p> <p>5.26海洋汚染防止法一部改定</p> <p>6.15職制改正 廃棄物業務特別対策室新設 産業廃棄物指導課（旧環境保健局環境部） を当局業務部へ移管（廃棄物行政の一元化） （2部1室7課16係） 業務部庶務課（庶務・普及・計理・斎園） 職員課（労政・厚生） 業務課（計画・第1業務・第2業務 ・環境）</p> <p>指導課 産業廃棄物指導課 施設部管理課（処分地・工場管理） 建設課（計画・工場建設・施設・ 管路輸送）</p> <p>廃棄物業務特別対策室</p> <p>6.（財）大阪産業廃棄物処理公社の大阪市の所 管局が、環境保健局から環境事業局に変更</p>	<p>1.1ごみ等有料処理事務取扱要領一部改定 （火事跡ごみ処理手数料の減免）</p> <p>12.19新東事務所開設（初の総合事務所）</p>
59	<p>7.1厚生省環境衛生局→生活衛生局に改称</p>	<p>2.3産業廃棄物処理業許可申請等手数料改定</p> <p>4.2定曜日収集を全市一斉に実施</p> <p>10.1粗大ごみ年6回収集体制となる （59年度は5回実施）</p> <p>11.28住之江工場建設工事禁止 仮処分命令の申請提出</p>
60	<p>4.1大隅周一郎局長（14代）就任</p> <p>6.1天満工場 施設整備室として自動車事務所に移設</p> <p>10.1浄化槽法施行 大阪市廃棄物の処理及び清掃に関する条 例、同規則一部改正</p>	<p>4.1新東北事務所開設</p> <p>6.1「多量排出事業者における産業廃棄物の処理 に関する要綱」の制定</p> <p>6.4北港処分南地区一部埋立開始</p> <p>10.21住之江ごみ焼却場建設費用支出差止の住民 監査請求</p> <p>10.21一般廃棄物処理手数料減免措置差止の住民 監査請求</p> <p>10.30住之江ごみ焼却場建設費用支出差止にかか る住民監査請求却下の決定</p> <p>11.27同請求（60.10.30却下）にかかる住民訴訟提 起</p> <p>12.11一般廃棄物処理手数料減免措置差止にかか る住民監査請求棄却の決定</p> <p>12.12住之江工場建替着工</p>

し 尿 関 係	胞 衣 ・ 埋 火 葬 関 係	年
	<p>2.1寝屋川斎場を鶴見斎場に名称変更（大阪市立 斎場条例一部改正）</p> <p>4.1大阪市設霊園条例、同規則一部改正</p> <p>4. 佃斎場式場の夜間供用開始</p> <p>12. 北斎場公害防止設備改造</p>	昭和 58 年
10.1赤川出張所廃止	4.1大阪市設霊園規則一部改正	59
1.31海老江流注場廃止	<p>2.27南斎場供用休止</p> <p>3. 服部霊園管理事務所竣工</p> <p>4.1大阪市胞衣汚物処理条例、同施行規則、 大阪市設霊園規則一部改正</p> <p>4.1胞衣汚物処理手数料改定</p>	60

年	一 般	ご み 関 係
昭和 61 年	4. 1 職制改正 次長制をしく 4. 1 大阪市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、 同規則一部改正 4. 16建設課管路輸送係の廃止 5. 15財団法人大阪市環境事業協会設立	1. 10同請求（60. 12. 11棄却）にかかる住民訴訟提起 3. 1 「廃棄物処理計画」（昭和61年～65年）の、 策定 4. 1 新北事務所開設 4. 1 ごみ処理手数料改定 一般廃棄物処理業許可申請手数料改定 11. 1 大正工場粗大ごみ破碎施設着工
62	4. 20職制改正 廃棄物業務特別対策室廃止 6. 6 堤 治局長（15代）就任 12. 19西尾正也市長（15代）就任 （～平成7. 12. 18）	2. 1 産業廃棄物処理業許可申請等手数料改定 4. 1 新城北事務所開設 4. 20自動車事務所鶴見出張所廃止 4. 6 北港処分地南地区ごみ搬入開始 10. 15鶴見工場建替着工 11. 1 「建設業者における産業廃棄物の処理に関する 指導要綱」の制定
63	4. 1 職制改正 次長制の廃止、副理事設置 住之江・鶴見・八尾の3工場 2類事業所に昇格 4. 14第1業務係・第2業務係を業務係に統合・名称 変更 11. 18合区に伴う関係条例の整理に関する条例の 公布 （市立斎場条例・施設霊園条例）	4. 1 大阪市手数料規則一部改正 （産業廃棄物処理業許可申請手数料の免除） 4. 1 大正工場粗大ごみ破碎施設開設 8. 1 住之江工場開設 10. 25住之江ごみ焼却場操業費用並びに鶴見ごみ 焼却場建設費用及び操業費用支出差止につ いて住民監査請求 12. 22同上請求について「請求に理由なし」の決定
平成 元年	1. 8 改元 昭和→平成 2. 13合区実施 北区・大淀区→北区 東区・南区→中央区 4. 1 元号改正に伴う関係規則の一部改正 4. 1 大阪市環境美化運動推進基金条例公布 8. 1 財団法人廃棄物研究財団設立	1. 1 同上請求にかかる住民訴訟提起 4. 1 ごみ等有料処理事務取扱要領一部改正 4. 1 新東南事務所の開設 4. 13平野出張所廃止 4. 18大阪市環境美化推進本部発足 （環境美化推進会議を改組） 9. 28大阪市手数料規則の一部改正 （産業廃棄物処理業（収・運に限る）許可 申請手数料） 10. 1 美化機動隊設置 12. 1 「大阪市未規制物質対策検討会」（経済・環 境保健・環境事業・下水道・消防の5局で 構成）の設置
2	3. 5 処分地係→管理係、工場管理係→工場整備 係に改称 11. 1 職制改正 廃棄物処理緊急対策室新設 12. 10生活環境審議会答申「今後の廃棄物行政の 在り方について」	4. 1 鶴見工場開設 4. 1 新西北事務所開設 4. 1 西淀出張所廃止 4. 1 大阪市手数料規則の一部改正 （産業廃棄物処理業許可申請手数料） 10. 1 粗大ごみ 年12回収集体制となる（2年度は 年9回）

し 尿 関 係	胞 衣 ・ 埋 火 葬 関 係	年
10. 1 杭全出張所を移転し、大開出張所に名称変更	4. 1 大阪市胞衣汚物処理条例・同施行規則 大阪市立斎場条例・同規則、 大阪市設霊園条例・同規則、 大阪市立納骨堂条例・同規則一部改正 4. 1 胞衣汚物処理手数料、斎場・霊園・納骨堂 使用料改定 7. 1 瓜破斎場（新館） 公害防止設備改造 8. 1 南霊園無縁墳墓調査の開始	昭和 61 年
10. 1 大開出張所を移転し、赤川出張所に名称変更	4. 1 大阪市設霊園条例・同規則一部改正	62
5. 1 赤川出張所廃止 5. 1 し尿業務を（財）大阪市環境事業協会に委託（赤 川出張所施設等を貸与）	4. 1 大阪市立斎場規則、大阪市設霊園規則改正 4. 1 鶴見斎場式場夜間使用開始 11. 24瓜破斎場（旧館）公害防止設備改造	63
	4. 1 大阪市設霊園規則の一部改正	平成 元年
4. 1 建築工事現場等の仮設便所が許可業者収集 となる	4. 1 大阪市設霊園規則の一部改正	2

年	一 般	ご み 関 係
平成 3年	<p>4. 1 森田雅美局長（16代）就任</p> <p>4. 15大阪湾の新しい3つのまちの愛称決定 南港地区 → 咲 洲 北港北地区 → 舞 洲 北港南地区 → 夢 洲</p> <p>4. 26再生資源の利用の促進に関する法律公布</p> <p>6. 21廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正公布</p> <p>7. 同上改定規則に基づく指定告示（放置自動車関係）</p> <p>10. 5 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律公布</p> <p>10. 25再生資源の利用の促進に関する法律施行</p> <p>11. 29第7次廃棄物処理施設整備計画閣議決定</p>	<p>3. 14西淀工場建替着工</p> <p>10. 1 南港ポートタウンでの空き缶・空きびんのポスト回収方式による分別収集開始</p> <p>10. 1 紙パック等の拠点回収開始</p> <p>11. 「月刊リサイクリング大阪」発刊</p> <p>12. 17八尾工場建替着工</p> <p>12. 20ごみ焼却工場（住之江・鶴見）建設及び操業費用支出差止請求（住民訴訟）一般廃棄物処理手数料減免措置差止請求（住民訴訟）、両事件について棄却判決（大阪地裁）</p> <p>12. 27同上判決を不服として大阪高裁へ控訴提起</p>
4	<p>1. 22フェニックス事業開始（泉天津沖処分場—大阪基地開業）</p> <p>4. 1 大阪市廃棄物の処理及び清掃に関する条例・同規則一部改正</p> <p>5. 27産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備に関する法律公布</p> <p>7. 4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行</p> <p>12. 16特定有害廃棄物等の輸出入等の規則に関する法律公布</p>	<p>1. 27住吉区工場建設工事等禁止仮処分申請事件却下判決（大阪地裁）</p> <p>2. 10同上判決を不服として大阪高裁へ控訴提起「産業廃棄物管理指導計画」（平成3年～13年度）の策定</p> <p>4. 1 一般廃棄物処理手数料・産業廃棄物処分費用改定</p> <p>6. 3 大阪のごみを減らす懇話会提言「包装廃棄物の減量化に向けて」</p> <p>7. 4 大阪市手数料規則一部改正（産業廃棄物処理業許可申請手数料等の改正）</p> <p>10. 北・都島・旭区で空き缶・空きびんの分別収集テスト実施開始</p> <p>10. 焼却残さいの一部フェニックス搬入開始</p> <p>12. 22鶴見リサイクル選別施設（仮称）着工</p>
5	<p>4. 1 島田勲局長（17代）就任</p> <p>4. 1 大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例・同規則施行</p> <p>4. 1 廃棄物処理緊急対策室を廃棄物減量対策室に改称</p> <p>10. 1 大阪湾センター大阪基地において安定型廃棄物の受入開始</p> <p>11. 19環境基本法公布・施行</p> <p>12. 6 有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約公布（12. 16発効）</p> <p>12. 15 廃棄物の処理及び清掃に関する法律一部改正</p> <p>12. 16 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行</p>	<p>2. 25ペルーにバッカー車寄贈</p> <p>3. 1～5. 20国際協力事業団都市廃棄物対策コース研修生受入れ</p> <p>3. 26大阪のごみを減らす懇話会提言「紙ごみの減量化に向けたオフィスの取り組み」</p> <p>8. 1 新中央事務所開設</p> <p>8. 1 平成5年度一般廃棄物処理計画告示</p> <p>9. 22清潔保持推進区域（梅田、本町、難波、御堂筋、堺筋、四ツ橋筋）指定</p> <p>11. 1 鶴見リサイクル選別センター開設</p>

し 尿 関 係	胞 衣 ・ 埋 火 葬 関 係	年
	<p>4. 1 大阪市設霊園規則の一部改正</p>	平成 3年
<p>4. 1 仮設便所及び多量排出事業所が許可業者収集となる（告示改正）</p>	<p>4. 1 大阪市胞衣汚物処理条例・同施行規則 大阪市立斎場条例・同規則、 大阪市設霊園条例・同規則、 大阪市立納骨堂条例・同規則一部改正</p> <p>4. 1 胞衣汚物処理手数料、斎場・納骨堂使用料、 霊地使用料等改定</p> <p>5. 7 霊園サービス公社南霊園整備事業所開設</p> <p>5. 30～31 瓜破・服部霊園空き霊地公募受付</p> <p>9. 25 瓜破斎場火葬施設整備工事着工</p>	4
<p>4. 1 全市域のし尿収集業務を民間業者に委託</p>	<p>3. 31小林斎場火葬施設整備工事完成</p> <p>4. 1 大阪市設霊園規則の一部改正</p> <p>4. 1 北霊園無縁墳墓調査開始</p>	5

年	一 般	ご み 関 係
平成 6年		<p>1.31～4.20国際協力事業団都市廃棄物対策コース研修生受入れ</p> <p>4.1「多量排出事業者における産業廃棄物の処理に関する要綱」の改訂</p> <p>5.9清掃保持推進区域（京橋、鶴橋、上本町、天王寺）指定</p> <p>6.大阪のごみを減らす懇談会提言「古紙需要拡大の方策」</p> <p>9.5～11.24国際協力事業団都市廃棄物対策コース研修生受入れ</p> <p>10.資源ごみ分別収集の全市実施</p> <p>12.31大晦日収集の開始</p>
7	<p>1.17阪神淡路大震災</p> <p>3.16大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例の一部改正</p> <p>4.1大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規制の一部改正</p> <p>6.16容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律公布</p> <p>8.9大阪市廃棄物減量等推進審議会規則施行</p> <p>10.1大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則の一部改正</p> <p>11.1大阪市空き缶等の投げ捨て等の防止に関する条例・同施行規則施行</p> <p>12.19磯村隆文市長（16代）就任</p>	<p>3.31ペルーにパッカー車寄贈</p> <p>4.1西淀工場、八尾工場開設</p> <p>7.17清潔保持推進区域（十三）指定</p> <p>8.9大阪市廃棄物減量等推進審議会設置</p> <p>8.大阪のごみを減らす懇話会提言「プラスチックごみの減量化に向けて」</p> <p>9.1「特別管理産業廃棄物多量発生事業者における特別管理産業廃棄物処理に関する要綱の設定</p> <p>8.7～12.22清潔保持推進区域（大阪城公園周辺）指定</p> <p>8.21～11.9国際協力事業団都市廃棄物対策コース研修生受入れ</p> <p>10.北.都島区で特定フロン回収テスト事業開始</p>
8	<p>4.1玉井由夫局長（18代）就任</p> <p>10.1財団法人大阪市霊園サービス公社を財団法人大阪市環境事業協会へ統合</p>	<p>2.1新南事務所開設</p> <p>3.2ペルーにパッカー車寄贈</p> <p>4.1大阪市手数料規則一部改正（産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料等の改定）</p> <p>4.1ごみの持ち出しサービス開始</p> <p>5.1リサイクルプラザ赤川開設</p> <p>8.19国際協力事業団都市廃棄物対策コース研～11.15修生受入</p> <p>12.1新西事務所開設</p> <p>12.2廃棄物減量等推進審議会緊急答申「大阪市における当面のPETボトルへの対応について」</p> <p>12.20一般廃棄物処理手数料減免措置差止請求控訴事件棄却判決（大阪高裁）</p>

し 尿 関 係	胞 衣 ・ 埋 火 葬 関 係	年
	<p>3.31南霊園無縁碑建立</p> <p>4.1大阪市設霊園規則の一部改正</p> <p>10.1大阪市立納骨堂規則の一部改正</p>	平成 6年
	<p>4.1大阪市設霊園規則の一部改正</p>	7
10.1住之江流注場廃止	<p>3.31瓜破斎場火葬施設整備工事完成</p> <p>4.1大阪市立斎場規則の一部改正</p> <p>4.1大阪市設霊園規則の一部改正</p> <p>4.1瓜破斎場式場夜間使用開始</p> <p>8.1新木津川事務所開設</p> <p>10.1大阪市設霊園条例の一部改正</p>	8

年	一 般	ご み 関 係
平成 9年	<p>4. 1 職制改正 副理事廃止、廃棄物減量推進担当部長及び廃棄物適正処理担当部長設置 廃棄物減量対策室廃止、減量美化推進課設置 局事務所と自動車事務所を環境事業センターに統合</p> <p>4. 16 職制改正 建設課施設係を管理課へ移設</p> <p>6. 18 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正公布</p> <p>8. 29 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び同施行規則の一部改正公布</p> <p>12. 10 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び同施行規則の一部改正公布</p>	<p>1. 21 同上判決を不服として最高裁へ上告</p> <p>2. 1 フロン回収の全市実施</p> <p>3. 28 舞洲工場建設工事着工</p> <p>4. 1 新南部環境事業センター開設 担当行政区を変更 西南環境事業センター:住之江区・住吉区 南部環境事業センター:阿倍野区・西成区</p> <p>5. 15 ペルーにパッカー車寄贈</p> <p>6. 6 廃棄物減量等推進審議会答申「大阪市のごみ減量施策のあり方」</p> <p>8. 18～11. 6 国際協力事業団都市廃棄物対策コース研修生受入れ</p> <p>9. 26 ごみ焼却工場建設費用等支出差止請求控訴事件棄却判決(大阪高裁)</p> <p>10. 1 南港ポートタウンでのペットボトルのポスト回収方式による分別収集開始</p> <p>10. 1 中部環境事業センター出張所開設 担当行政区を変更 中部環境事業センター:中央区・天王寺区 浪速区・東住吉区 中部環境事業センター出張所: 中央区・浪速区の普通ごみと資源ごみ 東南環境事業センター:平野区 ペットボトルの分別収集開始 西・港・大正区で粗大ごみ申告制テスト実施開始</p> <p>10. 20～区役所で紙パック受付回収開始</p>
10	<p>4. 1 川村恒雄局長(19代)就任 職制改正 理事設置 技術監廃止、処理技術担当部長設置</p> <p>6. 5 特定家庭用機器再商品化法公布</p> <p>9. 28 大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例・同規則の一部改正</p>	<p>7. 1 リサイクルプラザ塩草開設</p> <p>8. 17～11. 2 国際協力事業団都市廃棄物対策コース研修生受入れ</p> <p>10. 1 不用品リサイクル情報システム開始</p> <p>11. 1～3 大阪市一斉清掃“OSAKAクリーンピック98”開催</p>
11	<p>4. 1 職制改正 事業所統括担当部長設置</p> <p>4. 1 大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則の一部改正</p> <p>7. 16 「ダイオキシン類対策特別措置法」公布</p>	<p>3. 低公害車(天然ガス自動車)25台導入</p> <p>3. 16 平野工場建替着工</p> <p>4. 1 大阪市手数料規則の一部改正(産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料等の改定)</p> <p>5. 1 資源集団回収団体支援制度実施</p> <p>6. 18 廃棄物減量等推進審議会答申「大阪市の散乱ごみ対策を中心としたまちの美化施策のあり方」</p> <p>7. 16 一般廃棄物処理手数料減免措置差止請求上告事件棄却判決(最高裁)</p> <p>8. 16～11. 1 国際協力事業団都市廃棄物対策コース研修生受入れ</p> <p>10. 1 粗大ごみ申告制テスト実施拡大(中央区、天王寺区、浪速区、阿倍野区、住之江区、住吉区、東住吉区、平野区、西成区)</p> <p>11. 1～3 大阪市一斉清掃“OSAKAクリーンピック99”開催</p>

し 尿 関 係	胞 衣 ・ 埋 火 葬 関 係	年
	<p>4. 1 大阪市設霊園条例の一部改正</p> <p>4. 1 大阪市設霊園規則の一部改正</p> <p>7. 7 北斎場整備工事着工</p>	平成 9年
	<p>4. 1 大阪市設霊園規則の一部改正</p>	10
	<p>3. 16 南斎場建設工事着工</p> <p>4. 1 大阪市設霊園条例・同規則の一部改正</p> <p>4. 1 大阪市立納骨堂条例・同規則の一部改正</p> <p>4. 1 瓜破霊園ほか8霊園の管理を財団法人大阪市環境事業協会へ委託</p> <p>5. 瓜破・服部・加美霊園の空き霊地使用者の募集</p>	11

年	一 般	ご み 関 係
平成 12年	1. 15「ダイオキシン類対策特別措置法」施行 4. 「容器包装に係る資材の再資源化等に関する法律」完全施行 4. 1 大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例・同規則の一部改正 5. 31建設工事に係る資材の再資源化に関する法律公布 5. 31国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律公布 6. 2循環型社会形成推進基本法公布 6. 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同施行令一部改正公布 6. 7 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律公布 6. 7 資源の有効な利用の促進に関する法律（再生資源の利用の促進に関する法律の一部改正）公布 6. 13廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則一部改正公布 7. 24廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行令一部改正公布 8. 18廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則一部改正公布 9. 29廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則一部改正公布 11. 29廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令一部改正公布 12. 27廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則一部改正公布	3. 低公害車（天然ガス自動車）39台導入 4. 一般廃棄物処理基本計画改定 6. 20大阪市PCB適正処理検討委員会設置 8. 14～11. 1 国際協力事業団都市廃棄物処理コース研修生受入れ 10. 1粗大ごみ申告制全市実施 10. 1まち美化パートナー制度開始 10. 森之宮工場ダイオキシン類削減対策工事完了 11. 1～3大阪市一斉清掃“OSAKAクリーンピック2000”開催
13	1. 4 庁舎移転（北区から阿倍野区へ） 1. 6 大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則の一部改正 3. 26廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則一部改正公布 4. 1 柴崎克治局長（20代）就任 工場統括担当部長設置 4. 1 大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例・同規則の一部改正 4. 1 「特定家庭用機器再商品化法」完全施行 6. 22ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法公布 7. 15「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」施行	1. 31東淀工場休止 2. 鶴見工場ダイオキシン類削減対策工事完了 3. 14西淀工場ISO14001認証取得 3. 31北港中継基地閉鎖 3. 低公害車（天然ガス自動車）39台導入 4. 28舞洲工場開設 舞洲工場、ウィーン市シュピッテラウ工場と姉妹提携 6. 大阪市におけるPCB廃棄物処理基本計画策定 7. 1～3大阪市一斉清掃“OSAKAクリーンピック2001”開催 8. 住之江工場ダイオキシン類削減対策工事完了 10. 1 容器包装プラスチック分別収集のテスト実施（福島区、此花区、住吉区、住之江区） 10. 1 乾電池、蛍光灯管等の拠点回収の実施 10. 31森之宮工場ISO14001認証取得 12. 11廃棄物減量等推進審議会答申「一般廃棄物収集運搬業者が搬入するごみの処理手数料のあり方」 12. 27八尾工場ISO14001認証取得
14	4. 1 職制改正 2部制（業務・施設）から3部制（総務・事業・施設）へ改正 減量美化推進課・指導課・産業廃棄物指導課廃止、企画課・規制指導課設置 4. 1 「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」施行	1. 港工場ダイオキシン類削減対策工事完了 3. 低公害車（天然ガス自動車）39台導入 6. 大正工場ダイオキシン類削減対策工事完了 7. 南港工場ダイオキシン類削減対策工事完了 8. 2 廃棄物減量等推進審議会答申「ごみ減量推進のための具体的取組について」 10. 1 容器包装プラスチック分別収集の収集頻度変更（週1回） 10. 31平野工場休止

し 尿 関 係	胞 衣 ・ 埋 火 葬 関 係	年
	1. 31鶴橋斎場（民営）供用廃止 3. 15 “ ” 廃止許可 4. 1 大阪市設霊園規則の一部改正	平成 12年
	3. 31北斎場整備工事完成 4. 1 大阪市立斎場条例・同規則、大阪市設霊園条例・同規則の一部改正 4. 1 斎場使用料改定 11. 30葬祭場建設工事完成 12. 28大阪市立斎場規則の一部改正	13
	1. 5 葬祭場供用開始 4. 1 大阪市設霊園規則の一部改正 11. 木津川事務所胞衣等処理施設ダイオキシン類削減対策工事完了	14

年	一 般	ご み 関 係
平成 14年	<ul style="list-style-type: none"> 5.30「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」完全施行 7.12「使用済自動車の再資源化等に関する法律」公布 10.1 大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則の一部改正 12.1 環境事業局庁舎ISO14001認証取得 	<ul style="list-style-type: none"> 11.1～3 大阪市一斉清掃“OSAKAクリーンピック2002”開催 12.1 大阪市ごみ減量アクションプランの策定 12.18 鶴見工場ISO14001認証取得 12.25 港工場ISO14001認証取得
15	<ul style="list-style-type: none"> 3.24 循環型社会形成推進基本計画公示 4.1 大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則の一部改正 6.18 廃棄物の処理及び清掃に関する法律一部改正公布 6.18 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令一部改正公布 6.18 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則一部改正公布 6.25 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則一部改正公布 7.11 大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則の一部改正 9.29 大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例の一部改正 9.30 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則一部改正公布 10.1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令一部改正公布 10.14 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則一部改正公布 11.11 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則一部改正公布 11.28 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則一部改正公布 12.1 大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則の一部改正 12.19 関 淳一市長（17代）就任 12.24 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則一部改正公布 	<ul style="list-style-type: none"> 2. 低公害車（天然ガス自動車）39台導入 4.1 平野工場開設 10. 「大阪市廃棄物減量等推進員」制度の創設 10.1 容器包装プラスチック分別収集の実施区拡大（西区、港区、大正区、西淀川区、旭区、城東区） 11.1～7 大阪市一斉清掃“クリーンおおさか2003”開催
16	<ul style="list-style-type: none"> 1.21 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令一部改正公布 3.19 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令一部改正公布 4.1 大戸新治局長（21代）就任 4.1 大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則の一部改正 4.28 廃棄物の処理及び清掃に関する法律一部改正公布 5.24 「廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例」の一部改正公布（産業廃棄物の不適正処理防止対策等を追加） 7.1 「使用済自動車の再資源化等に関する法律」の一部施行（解体業・破砕業の許可） 	<ul style="list-style-type: none"> 1.16 南港工場ISO14001認証取得 2.23 住之江工場ISO14001認証取得 2. 低公害車（天然ガス自動車48台導入） 10.1 まち美化パートナー制度全区拡大 10.31 大阪市環境事業局ごみ処理施設ISO14001認証取得（既取得工場に舞洲を加えて統合化） 11.1～7 大阪市一斉清掃“クリーンおおさか2004”開催 2.14 「ふれあいあんしんパトロール」開始

し 尿 関 係	胞 衣 ・ 埋 火 葬 関 係	年
		平成 14年
	<ul style="list-style-type: none"> 4.1 大阪市設霊園規則の一部改正 	15
	<ul style="list-style-type: none"> 4.1 大阪市立斎場規則、大阪市設霊園規則の一部改正 10.1 鶴見斎場整備工事着工 11. 瓜破霊園墓地使用者の募集 	16

年	一 般	ご み 関 係
平成 16年	10.18大阪市廃棄物の減量処理及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例・同規則の一部改正	
17	<p>1.1 「使用済自動車の再資源化等に関する法律」の全面施行 (解体業・破砕業の許可)</p> <p>3.7 大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則の一部改正</p> <p>4.1 大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例・同規則の一部改正</p> <p>5.18廃棄物の処理及び清掃に関する法律一部改正公布</p>	<p>2. 低公害車(天然ガス自動車)33台導入</p> <p>3.31南港ポートタウンでの空き缶・空きびん・ペットボトルのポスト回収方式の廃止</p> <p>3.31アルミ缶の拠点回収廃止</p> <p>4.1 中部環境事業センター:中部環境事業センター出張所 担当行政区を変更 中部環境事業センター:天王寺区、東住吉区 中部環境事業センター出張所:中央区、浪速区</p> <p>4.1・容器包装プラスチック分別収集の全市実施</p> <p>4.1・資源ごみの収集頻度変更(週1回)</p> <p>4.1・マタニティウェア、ベビー服、子ども服の拠点回収開始</p> <p>6.18マタニティウェア、ベビー服、子ども服の展示、提供開始</p> <p>8.4廃棄物減量等推進審議会答申「一般廃棄物処理基本計画の基本的な考え方について」</p> <p>9.12「ISO14001」2004規格で認証取得した「大阪市環境事業局ごみ処理施設」に平野、大正工場を加えて全10工場で認証取得。</p> <p>11.1～7 大阪市一斉清掃“クリーンおおさか2005”開催</p> <p>12.16東淀工場建替着工</p>
18	<p>2 環境事業局長改革マニフェスト作成</p> <p>3.31(財)大阪産業廃棄物処理公社が解散され、公社の北港事業部事業が(財)大阪市環境事業協会へ移管</p> <p>10.1 大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例・同規則の一部改正</p>	<p>2 一般廃棄物処理基本計画改定</p> <p>3 低公害車(天然ガス自動車)7台導入</p> <p>4.1資源集団回収支援制度の充実</p> <p>10.1粗大ごみ収集有料化の実施</p> <p>11.1～7 大阪市一斉清掃“クリーンおおさか2006”開催</p>
19	<p>4.1 職制改正 都市環境局環境部と統合。名称を環境局へ改正。また4部制(企画部・環境保全部・事業部・施設部)へ改正。 初代局長 檜垣洋次局長就任</p> <p>4.1 大阪市路上喫煙の防止に関する条例・同施行規則施行</p>	<p>3.31不用品リサイクル情報システム廃止</p> <p>4.1 資源ごみの対象品目に金属製の生活用品を追加</p> <p>8.18～24 大阪市一斉清掃“クリーンおおさか2007”開催</p>

し 尿 関 係	胞 衣 ・ 埋 火 葬 関 係	年
		平成 16年
	<p>10.19大阪市立斎場条例、大阪市設霊園条例、大阪市立納骨堂条例の一部改正</p> <p>10.19大阪市立葬祭場の指定管理者の指定手続に関する規則、大阪市設霊園の指定管理者の指定手続に関する規則、大阪市立納骨堂の指定管理者の指定手続に関する規則公布</p> <p>3.31大阪市立葬祭場の指定管理者の指定手続に関する規則、大阪市設霊園の指定管理者の指定手続に関する規則、大阪市立納骨堂の指定管理者の指定手続に関する規則廃止</p> <p>4.1 大阪市立斎場規則、大阪市設霊園規則の一部改正</p>	17
	<p>4.1 大阪市立斎場条例を大阪市立斎場条例施行規則、大阪市設霊園規則を大阪市設霊園条例施行規則、大阪市立納骨堂規則を大阪市立納骨堂条例施行規則に題名を改めるとともに一部改正</p> <p>4.1 指定管理者制度の導入(葬祭場は(株)公益社、瓜破霊園ほか9霊園は(財)大阪市環境事業協会を指定)</p> <p>5.8(新)鶴見斎場一部稼働(時間当たり1件の火葬受入)</p> <p>9.21議員提案により大阪市設霊園条例改正(名誉霊域の廃止)</p> <p>11.30鶴見斎場整備工事完成</p>	18
	<p>5 瓜破・服部霊園霊地使用者の募集</p>	19